

目 次

会期日程	1
議決一覧	2
◇ 11月27日（金）	
出欠議員氏名	3
地方自治法第121条による出席者	4
開 会	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
議案の上程	6
議案質疑	9
討論・採決	15
閉 会	17

令和2年第5回嬉野市議会臨時会 会期日程表

会期1日間 11月27日

日次	月 日	開議時刻	区 分	日 程
第1日	11月27日(金)	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案の上程、提案理由説明、議案質疑、討論・採決、閉会

令和2年第5回嬉野市議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決日	議決結果
議案第77号	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	11月27日	原案可決
議案第78号	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	11月27日	原案可決
議案第79号	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	11月27日	原案可決
議案第80号	嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	11月27日	原案可決
議案第81号	損害賠償の額を定め和解することについて	11月27日	原案可決

令和2年第5回嬉野市議会臨時会会議録

招集年月日	令和2年11月27日					
招集場所	嬉野市議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年11月27日 午前10時00分			議長 田中政司	
	閉会	令和2年11月27日 午前10時37分			議長 田中政司	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	山口卓也	出	9番	森田明彦	出
	2番	諸上栄大	出	10番	辻浩一	出
	3番	諸井義人	出	11番	山口忠孝	出
	4番	山口虎太郎	出	12番	山下芳郎	出
	5番	宮崎一徳	出	13番	山口政人	出
	6番	宮崎良平	出	14番	芦塚典子	出
	7番	川内聖二	出	15番	梶原睦也	出
	8番	増田朝子	出	16番	田中政司	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	村上大祐	新幹線・まちづくり課長	小野原博
	副市長	池田英信	市民課長	
	教育長	杉崎士郎	健康づくり課長	
	行政経営部長	辻明弘	子育て未来課長	
	総合戦略推進部長	池田幸一	文化・スポーツ振興課長	
	市民福祉部長		福祉課長	
	産業振興部長	早瀬宏範	農業政策課長	井上章
	建設部長		観光商工課長	
	教育部長		建設・農林整備課長	
	会計管理者兼 会計課長		環境下水道課長	
	総務・防災課長兼 選挙管理委員会事務局長	太田長寿	教育総務課長	
	財政課長		学校教育課長	
	税務課長		監査委員事務局長	
	企画政策課長		農業委員会事務局長	
	広報・広聴課長		代表監査委員	
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	諸井和広		

令和2年第5回嬉野市議会臨時会議事日程

令和2年11月27日（金）

本会議第1日目

午前10時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 報告第15号 専決処分（第7号）の報告について
- 報告第16号 専決処分（第8号）の報告について
- 報告第17号 専決処分（第9号）の報告について
- 日程第4 議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第78号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第79号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第80号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第9 議案質疑
- 議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第10 討論・採決
- 議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第78号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第79号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第80号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについて

午前10時 開会

○議長（田中政司君）

皆さんおはようございます。本日は嬉野市議会臨時会が招集されましたところ、お忙しい中、御参集をいただきまして御苦労さまでございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第5回嬉野市議会臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第85条の規定により、会議録署名議員に12番山下芳郎議員、14番芦塚典子議員、15番梶原睦也議員を今会期中指名いたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において御協議いただきましたとおり、本日1日間にいたしたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日1日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承を願います。

日程第3．諸般の報告を行います。

報告第15号 専決処分（第7号）の報告についてから報告第17号 専決処分（第9号）報告についてまでの3件の報告につきましてはお手元に配付をしておりますので、それをもって報告といたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてから日程第8．議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（村上大祐君）

皆さんおはようございます。本日、令和2年第5回嬉野市議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様の日頃の御活動、御活躍に敬意を表しますとともに、本市行政に対しての御尽力と御支援、御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、今臨時会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明いたします。

提出案件は、条例の改正4件、損害賠償の額の確定及び和解に関するもの1件の、合わせて5件について御審議をお願い申し上げるものでございます。

まず、条例の改正4件につきましては、議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、議案第78号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第79号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第80号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

このうち、議案第77号、議案第78号は、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、議会議員及び市長等の期末手当の支給割合を0.05月引き下げるものです。また、議案第79号、議案第80号は、佐賀県人事委員会の勧告を受けまして、職員及び会計年度任用職員の期末手当を0.05月引き下げるものであります。

ただし、第80号の会計年度任用職員の期末手当につきましては、今年度当初の任用条件からの変更を避けるため今年度分は据え置き、来年度から引き下げる改正の内容となっております。

次に、議案81号 損害賠償の額を定め和解することについては、各地に被害をもたらしました9月の台風9号襲来の際に、本市所有の看板が、強風で飛ばされ、市民の所有する車2台を損傷したもので、損害賠償の総額が100万円を超えたため、地方自治法第96条の規定により議会の議決を要する案件となったものです。

なお、これらは、総合賠償保険の適用を受ける見込みとなっております。

以上で、本議会に提案いたしました議案について概要説明を終わりますが、各議案の詳細な内容につきましては担当部長から説明をさせますので、何とぞ慎重な御審議をお願い申し上げます。

○議長（田中政司君）

これで提案理由の説明を終わります。

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

まず、議案第77号から議案第80号について説明を求めます。行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

御説明申し上げます。

条例の改正4件でございます。

まず、議案第77号でございますが、嬉野市議会議員の期末手当の年間支給割合を100分の170から100分の165と0.05月引き下げるもので、議案第78号の市長と常勤特別職の期末手当に関しても同じ率でございます。

議員及び市長等については、国の人事院勧告に基づき支給割合を引き下げるものでありまして、翌年度、令和3年度の期末手当については、第2条に記載をしておりますように、年間でマイナス0.05月となりますもので、これを2度の期末手当で均等に割り振って100分の167.5としております。

議案第79号は、職員の期末手当の年間支給割合を100分の130から100分の125と、こちらも0.05月引き下げるもので、議案第80号の会計年度任用職員の期末手当に関しても同じ率でございます。

職員及び会計年度任用職員については、佐賀県の人事委員会勧告に基づき支給割合を引き下げるもので、翌年度の期末手当については0.05月を2度の期末手当の年間支給割合を均等にするため、100分の127.5としております。

なお、今回の改正につきましては、佐賀県の各市町においても同様の措置を取られるものと聞いております。

ただし、会計年度任用職員の期末手当につきましては、本年度当初、任用した際の条件が年度の途中で変わってしまうということを避けるため、今年度分は据置きを行いまして来年度から引き下げるという改正の内容でございます。

以上、総務・防災課所管の提出議案細部説明となります。

以上です。

○議長（田中政司君）

次に、議案第81号について説明を求めます。総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（池田幸一君）

議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについて説明をいたします。

第8土地区画整理事業の地区内、井手川内におきまして不要になった市所有の看板を撤去しておらず、9月2日、台風9号の強風により車両2台に損傷を負わせたものでございます。

損害賠償の内訳は、車両2台分の修理代及び台車費用に係るものでございます。

損害賠償の金額が100万円を超えることから、地方自治法の規定により、和解の議案として提案をいたしております。

なお、損害賠償につきましては、全額を賠償保険で対応をいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（田中政司君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第77号から議案第81号につきましては委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第77号から議案第81号につきましては委員会付託を省略することに決定をいたしました。

次に、日程第9．議案質疑を行います。

初めに、議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑を終わります。

次に、議案第78号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議案第78号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を終わります。

次に、議案第79号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありますか。森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

ちょっと確認をしたいなと思えます。いつも思うんですけども、先ほどの2点につきましては国家公務員関係ですね。これは、佐賀県人事委員会の勧告に基づきということですね。これは、いわゆる出したほうというか、例えばここだったら佐賀県人事委員会のほうでの勧告の中で、こういう県下の市町の給与に関するものに関して、同様にこの率を下げなさいというようなものになっているのか、もしくは、嬉野市の条例の中で県の人事委員会の勧告に基づいて変更をするというような、嬉野市の条例の中にそういう取決めというか、約束事があるのでしょうかという点を1点ですね。

それと、どうしても県内各市町で給与そのものというのが当然差があるわけですね、一律ではない。こういった中で、極端にいうと、高い自治体、もしくは比較的ちょっと低い自治体もあるわけですけども、普通に考えて、一律に高いところも低いところも、この勧告に基づきということで、文句なしに、極端に言うところと下げるところとになってきよるけんが、何か少し釈然としないなというのを以前から思っておりました。そういう取決めというのが、上限とかなんとかという金額の割合というのは酌量する余地はないのか、その辺確認をしたいなと思っておりました。お願いします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

まず、職員に関しましては、県の人事委員会勧告を尊重した形で給与の改定、それから期末手当の改定というのを行うということで、県の人事委員会につきましては、県内の民間企業の給与水準というのを勘案して勧告をされておりますので、嬉野市の場合は、嬉野市の人事委員会そのものはございませんので、県の人事委員会に準拠する形で、県内の民間企業の給与水準というのを考慮して上下をしていくというふうなものとなっております、最終的に今議会において議決をいただきましたら、その勧告内容に従って給与制度が変わるという形になります。

それから、県内各市町の給与水準はそれぞれございます。いわゆるラスパイレス指数というのが示されましたので、嬉野市は低い部類に入るわけなんですけれども、これは私の知る限りではなんですけれども、それぞれの町の賃金体系というのは、それぞれの町の財政状況とか、そういうものを勘案して定められてきたものとなっておりますので、例えば勧告自体は今のある水準からその民間企業との差を考慮して上下をします。その割合につきましては、ずっと各市町とも同じような形で国の人勧、または県の人事委員会に準拠して改正をしてきております。その給与賃金体系の違うのそのものに関しては、例えば昇格ですとか、昇給ですとか、初任給ですとか、そういったそれぞれの市町の制度に基づいて決めていくものということになりますので、今回の御提案につきましては、勧告に従ってのその年の給与の上限について適切かどうかということで御判断いただければと思います。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

分かったと言うたらあれですけど、そしたら、基本的に各自治体独自で、うちは勧告どおりにはしなくてということはある得ないということですね。（「いや、あり得る」と呼ぶ者あり）あり得るということで結構なんですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。じゃ、あくまでも嬉野市の場合は今回は勧告どおりに従っている判断ということですね。よく分かりました。

○議長（田中政司君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければこれで質疑を終わります。

これで議案第79号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を終わります。

次に、議案第80号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで議案第80号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を終わります。

次に、議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについての質疑を行います。質疑ありませんか。森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

ちょっと質問ですね。台風の被害ということ自体は、これはやむを得ないということだと思います。ただ、今回は特に嬉野町時代の看板、この内容を見ますと、撤去していなかったものが今回の強風でということなんですね。今回この対象となった看板、それから、例えばそれ以外の何か表示する看板等で、いわゆる嬉野町時代のものとしても、あくまでも嬉野市所有ということですね。ということで、完全な把握というのはされておられますか、確認です。

○議長（田中政司君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（池田幸一君）

お答えいたします。

今回は嬉野町の時代の看板ということでの被害でございますけれども、目にしていた看板については、当然これは不要であるという看板は撤去をしていたと思っております。ただ、今回の看板、ほかにも看板があったものについて把握をどうしていたのかということなんですけれども、とにかく確認ができるものは全て担当課のほうで撤去をしていたという考えでございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

森田明彦議員。

○9番（森田明彦君）

今回はそういった被害が出て表に出てきたわけですがけれども、特に実際に思ったものがあるんですけども、道しるべ的なもので旧嬉野町時代に作成したものを確認したところ、嬉野のほうで造ったものではないというようなお返事を過去にいただいたことがあるんですけども、ただ、昔の嬉野町のロゴマークが入って嬉野町という表示もしてあったようなものもありました。

そういったことで、今回も把握をされていたのかなというような素朴なところですね。そういった嬉野町時代にできたものというのが、やはり一部は、そういうものがあること自体が分からなくなっているものもあるのではないかなとちょっと思ったものですから、その確認をしたところでは。

○議長（田中政司君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（池田幸一君）

お答えをいたします。

今回、先ほど答弁いたしましたように、どうしても目にしていなかったところからの損害、相手に損害を与えたものでございますけれども、ほかにあると我々が確認したものについては確実に撤去をしていくという考えであります。

今後、こういうことが二度と起こらないように、再度点検をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

補足でお答えをいたしますけれども、道しるべ的な看板というお話ですけれども、多分、観光関係の看板等がほぼほぼなのかなというふうに思っておりますけれども、観光商工課所管の看板であったりとか、観光協会の所管であったりしている看板については、観光商工課のほうではほぼほぼ把握はいたしておりますして、今回の台風があった後、全体的な点検は今のところ済ませておるような状況でございます。

以上です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

同じく議案第81号ですけれども、こちら、不要になった市所有の看板を撤去しておらずとあります。先ほど森田議員の質問の中でありましたけれども、これは町時代からということですが、それまで何年か確認できていなかったということで先ほど答弁があったかと思えますけど、何年ぐらい放置されていたんでしょうかということが1点。

あと、確認ですけれども、この台風9号の後に一斉的にほかの看板とかの確認をされたんでしょうかということの確認です。

それと、各課にいろいろ看板があると思うんですけれども、把握はできていますとありますけれども、一覧表的にあるんでしょうかということをお尋ねします。

○議長（田中政司君）

総合戦略推進部長。

○総合戦略推進部長（池田幸一君）

お答えをいたします。

今回の看板につきましては、区画整理での看板の内容になっておりますけれども、年数的に何年ぐらいというのは、ちょっと何年とはっきりしたお答えはできないんですけれども、かなり年数がたっていたものと思っております。

あと、他の看板等につきましては、台風が今回来たときに、風がかなり強い台風ということで、これは市全体で、市役所内で看板点検をしてくださいということで指示がまいりましたので、全庁的にこの看板は確認をしていたかと思っております。

あと、一覧表につきましては、すみません、これについては私は把握をしておりません。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

産業振興部長。

○産業振興部長（早瀬宏範君）

お答えをいたします。

一覧表があるかという御質問でございますけれども、一応、観光課のほうでこういった2枚（資料を示す）にわたっておりますけれども、大小合わせて全部で94か所程度の一覧表ということで、観光課のほうでは管理をしているような状況ではございます。

以上です。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今回の台風、本当に過去にないような大型台風が来るという前の情報があって、各家庭でも結構養生というか、本当に真剣に物が飛ばないようにとかいうのをしてきたわけなんですけれども、今後の市の台風とかに関しての安全・安心ということで、どのような対策というか、今後同じような事故が起こらないようにはどういったふうにお考えなんでしょうか、お尋ねします。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回のように、事前に台風等で強風が予想される場合は、これまでも飛ばないように作業をあらかじめするという事は徹底をしていたと思っております。ただ、今回このような事

例が発生をしたということでもありますので、やはりこういった台風にも負けないような、飛ばないような措置をするべきだと思いますので、これまで以上に注意の徹底を行っていきたいと思っております。

先ほど議員のほうからございましたとおり、一覧表を作っているところも作っていないところもあると思っておりますので、それを作成した上で管理を徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田中政司君）

増田朝子議員。

○8番（増田朝子君）

今御答弁いただきましたけれども、本当にあってはならない事故だと思いますので、今後そういう、全課統一した管理の仕方とか、あと、そういう台風とかそういう事前に分かったときには、ちょっと言えばネジ一つでも緩みがないとか、そういったふうにつけていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（田中政司君）

答弁はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

損害賠償のことについてお尋ねをいたします。

総合保険のほうで賠償するというお話をお伺いしておりますけれども、全額総合保険で出るのか。私が考える場合は、看板等が経年劣化でかなりの年数をしていたということであると、市のほうにも瑕疵があるんじゃないかと私は思うんですけれども、全額、保険会社はそれを認めるというような判断をしてくれているのかというのが1つ。

それと、今回保険をこういうふうに出すと、次年度の保険料が上がるというようなことはないのかということで、2点だけお尋ねをいたします。

○議長（田中政司君）

総務・防災課長。

○総務・防災課長（太田長寿君）

お答えいたします。

こちらは全国町村総合賠償補償保険というものの適用を受けることになっておりまして、保険金額自体は、市の瑕疵があるということですので、100%保険が下りると。ちなみに、これは被害を受けられた方に振り込まれるという形になります。

そして、この保険料に関しては、事故を起こしたから増えるというものではございません。

以上です。

○議長（田中政司君）

諸井義人議員。

○3番（諸井義人君）

聞いたのとちょっと答えが違うような感じ。

被害者には総合保険のほうから全部出るといことなんですけども、保険会社との関係では、市の瑕疵は何もないということで、市は全然そこには負担はしなくていいというような、保険会社との取決めじゃないけれども、取引ができていのかどうかを確認したいんです。

○議長（田中政司君）

行政経営部長。

○行政経営部長（辻 明弘君）

お答えいたします。

今回の事例については、市のほうに瑕疵があったということで全額保険の対象になったと思っております。（「市は何も、そこに対して、損害割合に対して何も、保険料払っているからということで」と呼ぶ者あり）はい、保険料を一括して納入をしておりますので、認められればその保険から出ると、損害賠償として会社のほうから出る……（「市が100%だから」と呼ぶ者あり）100%です。（「2対8とかなんとか、そういうところもないわけですね」と呼ぶ者あり）いや、もう100%です。（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（田中政司君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについての質疑を終わります。

日程第10. 討論・採決を行います。

初めに、議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わり……（発言する者あり）

暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（田中政司君）

再開します。

日程第10. 討論・採決を行います。

はじめに、議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第77号について採決します。

議案第77号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第77号 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第78号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第78号について採決します。

議案第78号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第78号 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第79号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第79号について採決します。

議案第79号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第79号 嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第80号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第80号について採決します。

議案第80号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第80号 嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第81号について採決します。

議案第81号を原案のとおり決定することについて賛否の投票を求めます。

それでは、投票をお願いします。

〔押しボタン式投票〕

投票を締め切ります。全員賛成であります。したがって、議案第81号 損害賠償の額を定め和解することについては可決されました。

以上で本臨時会に提出されました全ての日程が終了をいたしました。

お諮りします。ただいままでに決定されました各議題について、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、字句、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和2年第5回嬉野市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 政 司

署名議員 山 下 芳 郎

署名議員 芦 塚 典 子

署名議員 梶 原 睦 也